



公共建設工事における再生資源の活用促進について（通知）

技術基準の種類：環境建設副産物
通知日：平成9年3月27日

部内各課長様
各土木事務所長様
鳥取港湾事務所長様

管号外
平成9年3月27日

土木部長
（公印省略）

公共建設工事における再生資源の活用促進について（通知）

このことについては、「公共建設工事における再生資源活用実施要領」（平成6年3月18日付発管第241号）により、建設副産物の再利用を図っているところです。このたび、コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊等の再資源化施設が増加してきている状況にともない、平成9年3月時点の再資源化施設について別表のとおり取りまとめました。

ついては、当実施要領の参考-3～7を別紙に変更していただくとともに、当表を参考にしていただき、建設副産物の再資源化施設への搬出と再生資源のより一層の利用促進を図っていただくようお願いします。

（別表省略）